

○国家公安委員会告示第三十号

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第三十八条第三項及び第五項の規定に基づき、警備員教育を行う者等を定める規程（平成八年国家公安委員会告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和元年八月三十日から施行することとしたので、告示する。

令和元年八月三十日

国家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	<p>(業務別教育を行うことができる者)</p> <p>第二条 府令第三十八条第三項の表の備考の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者(当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)</p> <p>二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの(当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)</p> <p>三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの(当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)</p> <p>四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者(機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委</p>
改 正 前	<p>(教育義務の除外に係る警備員)</p> <p>第二条 府令第三十八条第四項の表の三の項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。</p>

員会があらかじめ指定する者

(教育義務の除外に係る警備員)

第三条 府令第三十八条第五項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。

(業務別教育を行うことができる者)

第三条 府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者(当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)

二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの(当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)

三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの(当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)

四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者(機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。)

五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。